

平成25年度塩竈市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度塩竈市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 26,022 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 7,547,294 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 20,678 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 第6次配水管整備事業 | 92,100 千円 |
| 災害復旧事業 | 386,152 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 | 入 |
|-----|-----------|---|--------------|
| 第1款 | 水道事業収益 | | 1,827,867 千円 |
| | 第1項 営業収益 | | 1,621,316 千円 |
| | 第2項 営業外収益 | | 206,351 千円 |
| | 第3項 特別利益 | | 200 千円 |
| | | 支 | 出 |
| 第1款 | 水道事業費用 | | 1,667,630 千円 |
| | 第1項 営業費用 | | 1,282,775 千円 |
| | 第2項 営業外費用 | | 373,635 千円 |
| | 第3項 特別損失 | | 1,220 千円 |
| | 第4項 予備費 | | 10,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額433,291千円は、当年度分損益勘定留保資金324,180千円、減債積立金85,983千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,128千円で補てんするものとする)。

| | | 収 | 入 |
|-----|-----------------|---|------------|
| 第1款 | 資本的収入 | | 479,532 千円 |
| | 第1項 企業債 | | 88,200 千円 |
| | 第2項 負担金 | | 16,010 千円 |
| | 第3項 出資金 | | 2,648 千円 |
| | 第4項 補助金 | | 333,982 千円 |
| | 第5項 開発負担金 | | 3,682 千円 |
| | 第6項 固定資産売却代金 | | 10 千円 |
| | 第7項 長期貸付金回収金 | | 35,000 千円 |
| | | 支 | 出 |
| 第1款 | 資本的支出 | | 912,823 千円 |
| | 第1項 水道改良費 | | 27,571 千円 |
| | 第2項 第6次配水管整備事業費 | | 92,100 千円 |
| | 第3項 災害復旧事業費 | | 386,152 千円 |
| | 第4項 企業債償還金 | | 397,000 千円 |
| | 第5項 予備費 | | 10,000 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------|----------------|----------|
| 公用車両賃借(平成25年度分) | 平成25年度から平成30年度 | 3,607 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-----------------|--------------|--------------------|---|--|
| 第6次配水管整備 事業費 | 千円 64,400 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金につ いて、利率の見直し を行った後において は見直し後の利率) | 起債年度から措置期間を含め 30年以内に元利均等償還又 は元金均等償還により償還す る。ただし融資条件又は、財政 の都合により償還年限を短縮し 若しくは低利債に借換えること ができる。 |
| 災害復旧事業費 | 23,800 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別
損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければ
ならない。

- (1) 職員給与費 318,446 千円
(2) 交際費 10 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,371千円と定める。

(他会計からの補助金)

第11条 東日本大震災に伴う災害復旧事業のための塩竈市一般会計からこの会計へ補助を
受ける金額は、29,109千円である。

平成 25年 2 月 22 日提出

塩竈市長 佐藤 昭